

志布志市立学校給食センター
調理配達業務委託事業

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 2 月

志布志市教育委員会

1 趣旨

この要領は、志布志市立学校給食センターにおいて、調理配達業務を民間事業者に委託するに当たって、安全安心かつ確かな調理配達従事体制が確立できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称 志布志市立学校給食センター調理配達業務委託事業
- (2) 業務内容 別紙「志布志市立学校給食センター調理配達業務委託事業仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和8年8月1日から令和11年7月31日まで
複数年契約（債務負担行為）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式（企画提案書及びプレゼンテーション審査）

- (1) 業務受託事業者については、プロポーザル審査委員会で審査し、その結果に基づき選定する。
- (2) 第一次審査は、書類審査とし、提出書類の不備等の審査、事業者の経営状況に関する審査及び企画提案書の提案事項の有無、提案価格の妥当性について審査する。
- (3) 第二次審査は、第一次審査で選考された事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、企画提案書評価項目配点表に基づき採点する。
- (4) 第二次審査において、得点が最も高い事業者を優先交渉権者とする。
- (5) 審査結果は、応募事業者全てに文書で通知する。
- (6) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い事業者から順に契約交渉を実施し、合意に達した事業者と契約を締結する。
- (7) 審査の結果、適切な事業者がいない時は、候補事業者なしとして再募集する場合がある。

4 参加資格等

(1) 参加資格

応募事業者の参加資格は、次のとおりとする。

- ア 令和8・9年度志布志市入札等参加資格申請を令和8年2月20日までに行い参加資格を有していること。
- イ 市との連絡、調整が速やかに行えるよう鹿児島県内に本社、支社、営業所、事業所、事務所（資本関係にある関連会社またはグループ会社を含む）のいずれかを有していること。
- ウ これまで、小学校又は中学校を対象とした学校給食の受託実績を3年以上有して

いる法人又は団体（以下「法人等」という。）、並びに学校給食センター等の一施設で一日当たり約2,000食以上の学校給食調理業務実績を3年以上有している法人等で、かつ、現在もその該当する施設で調理配達業務委託を締結しており、その受託実績が良好であること。

エ 製造物責任法（平成6年法律第85号）上の生産物賠償責任保険に加入していること。

オ 業務受託事業者は、契約締結時点ア、ウ、エの参加資格を満たす履行保証人を確保すること。

（2）応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（会社再生法に基づき再生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る）を受けた者を除く）。

ウ 国税及び地方税を滞納している者。

エ 過去3年以内に調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止処分を受けた者。

オ 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者。

カ 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過していない者。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。）又は、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員を言う。）の利益につながる活動を行う者、又は、これらと密接な関係を有する者。

（3）応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。ただし応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

5 業務受託事業者募集等の実施スケジュール

募集等の実施スケジュールは、表1のとおりとする。

受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

表1 業務受託事業者募集等の実施スケジュール

項目		期日・期間
1	実施要領の公表	令和8年2月10日(火)
2	実施要領等の配布、参加表明書の提出	令和8年2月10日(火)～3月11日(水)
3	事業者説明会及び見学会	令和8年3月11日(水)午後2時～
4	実施要領等に関する質問の受付期間	令和8年3月5日(木)～3月11日(水)
5	実施要領等に関する質問への回答	令和8年3月16日(月)
6	企画提案書等の提出	令和8年3月18日(水)～4月6日(月)
7	第一次審査結果の通知(書類選考)	令和8年4月13日(月)
8	第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)	令和8年4月20日(月)
9	第二次審査結果の通知(最終選考) 及び業務受託事業者の決定	令和8年4月27日(月)(予定)

※スケジュールは市の都合で変更することがあります。あらかじめご了承ください。

6 募集方法等

募集方法

- (1) 志布志市のホームページで、実施要領の4の参加資格等を有している事業者を公募する。
- (2) 受付(提出)期間
令和8年2月10日(火)から3月11日(水)まで
- (3) 提出場所
志布志市立学校給食センター
- (4) 提出書類
A4判ファイルに編冊し、ファイルの表紙に「参加表明書兼参加資格審査申請書」及び「事業名」を記載すること。
 ア 参加表明書兼参加資格審査申請書(第1号様式)
 イ 経営状況調査票(第8号様式)
 ウ 会社概要
- (5) 提出部数
1部
- (6) 提出書類の詳細
 ア 参加表明書兼参加資格審査申請書(第1号様式)
 これに記載する添付書類1から7まで
 イ 会社概要

会社の沿革（設立から現在に至るまで）、会社の組織（支店、営業所、事務所及び組織図）とする。なお、会社の沿革及び組織については、パンフレットでも可とする。

7 実施要領等に関する説明会及び見学会

(1) 募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。

ア 日 時 令和8年3月11日（水）

受付：午後2時

説明会：午後2時15分から午後3時まで

イ 場 所 志布志市立学校給食センター研修・会議室

所在地：鹿児島県志布志市有明町野井倉1565番地

ウ 留意事項

- 説明会参加希望事業所は、令和8年3月6日（金）までに、法人名、参加者氏名を事務局（FAX：099-474-0758）に連絡すること。
- 説明会では、原則として募集要領等の配布はしないので、各自持参すること。
- 参加人数は、1事業者につき3人以内とする。

(2) 実施要領等に関する見学会を次のとおり開催する。

ア 日 時 令和8年3月11日（水）説明会同日

見学会：説明会終了後から

イ 場 所 志布志市立学校給食センター

鹿児島県志布志市有明町野井倉1565番地

ウ 持参物

- 直近半月以内の検便検査結果（赤痢、サルモレラ菌、腸管出血性大腸菌（O-157））
- 清潔な衣服（白衣及び帽子等）及び調理用靴
- 見学会参加者は、1事業者につき3人以内とし、見学会当日に名刺を提出すること。

8 実施要領等に関する質問の受付、回答

実施要領等に関する質問を次のとおり受け付け、回答する。

(1) 質問の提出方法

質問書（第3号様式）に内容を簡潔にまとめて記載し、事務局にFAX又はメールにて提出すること。

(2) 受付期間

令和8年3月5日（木）から3月11日（水）まで

(3) 回答期日

令和8年3月16日（月）

(4) 質問の回答及び公開

実施要領等に関する質問及び回答は、参加業者全てに文書にて行う。

なお、無用な混乱を招くことが危惧される場合は、質問に回答しない場合がある。

9 書類の受付、審査（第一次審査）

応募事業者は、次により書類を提出すること。

(1) 受付（提出）期間

令和8年3月18日（水）から4月6日（月）まで

(2) 提出書類

下記の書類をA4判ファイルに編冊し、ファイルの表紙に「企画提案書、見積書、会社概要」及び「事業所名」を記載して提出すること。

ア 企画提案書（第4号様式）

イ 見積書（第6号様式）

ウ 見積内訳書（第7号様式）

エ 会社概要

(3) 提出書類の詳細

ア 企画提案書

（ア）書式

- ・ A4判用紙、横書き、左綴じとし、企画提案書項目1から7までを2ページ以内もしくは合計16ページ以内として（会社概要のパンフレット等は含まない）番号を付すこと。
- ・ 様式の項目について記載すること。

（イ）無効（失格）となる企画提案書

- ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

イ 見積書

（ア）見積額は、年度ごとに下記の金額の範囲内であること。

年 度	金 額 (円)	備 考
令和8年度	83,240,000円（消費税抜き）	8か月
令和9年度	124,860,000円（消費税抜き）	12か月
令和10年度	124,860,000円（消費税抜き）	12か月
令和11年度	41,620,000円（消費税抜き）	4か月
合 計	374,580,000円（消費税抜き）	

（イ）仕様書に基づき作成すること。

（ウ）見積書（第6号様式）、見積内訳書（第7号様式、年度ごとに作成する。）

- (エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印（法務局等が証明する印鑑）とする。
- (オ) 見積内容は、企画提案書と同一のものとし、違うものは認めない。
- (カ) 見積書に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とする。
- (キ) 見積額が、(ア)を超える場合、または異常に少額であるなど、本委託業務の適正な履行に支障があると判断した場合は、失格とすることがある。

ウ 会社概要

会社の沿革（設立から現在に至るまで）、会社の組織（支店、営業所、事務所及び組織図）とする。なお、会社の沿革及び組織については、パンフレットでも可とする。

- (4) 提出部数
13部（正本1部、副本12部）とする。
- (5) 提出先
志布志市立学校給食センター
鹿児島県志布志市有明町野井倉 1565 番地
- (6) 提出方法
持参又は郵送による提出とする。
- (7) 第一次審査結果の通知
令和8年4月13日（月）
審査結果については、採用、不採用に関わらず、文書にて通知する。
- (8) 参加辞退届
参加表明書兼参加資格審査申請書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（第9号様式）を提出すること。

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査（第二次審査）

第一次審査で選考された事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

- (1) 実施日時
令和8年4月20日（月）
時間を指定して通知する。
- (2) 実施場所
別途通知する。
- (3) 実施時間
40分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング質疑応答20分）
準備及び撤収は、審査前後の約10分間の休憩時間に行うこと。
- (4) 出席者

3人までとする。

(5) 準備物

プロジェクター、パソコン、スクリーン等を使用する場合は、パソコンは事業者で準備することとし、プロジェクター、スクリーンについては市側で準備する。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

第一次審査における書類の受付順とする。また、辞退者が出了した場合は、順次繰り上げるなどの方法により対処する。

11 企画提案書等に関する条件

(1) 委託料等に関する条件

ア 履行の確認等

業務受託事業者は、令和8年8月分から毎月5日（その日が閉所日の時には翌開所日）までに前月分の委託業務完了届を市に提出すること。

イ 委託料の支払

委託料は、令和8年8月分を初回として支払う。

業務受託事業者は、市から委託業務の完了を確認した旨の通知を受けた時は、当該月分の委託料を市に請求することができる。

市は、所定の支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

市が業務受託事業者に支払う各月の委託料の額は36か月で均等に分割した額とする。この場合、各月の委託料は100円未満を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計額は、毎年度最終の請求における請求額に加えるものとする。

ウ 調理数の変動に伴う委託料の変更

実施条件（基本給食実施回数×基本調理数）と実際の年間調理数が著しく異なった場合には、市と業務受託事業者で協議の上、委託料の額を変更することができる。

(2) リスク管理方針

業務委託契約締結後の市と業務受託事業者の主なリスク分担方針は、表2のとおりとする。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

表2 リスク管理方針

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止、延期に 関するリスク	市の指示によるもの	○	
	事業者の業務放棄、破綻		○
不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	事業内容の変更	○	
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増 大		○
施設設備毀損リスク	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
調理事故、異物混入 等に関するリスク	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

(3) 遵守法令

- ア 法令、学校給食法、食品衛生法、労働安全衛生法、労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等
- イ 要項等、大量調理施設衛生管理マニュアル、学校給食衛生管理基準、志布志市学校給食における緊急時対応マニュアル、志布志市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル、志布志市学校給食異物混入対応マニュアル、志布志市ノロウイルス対応マニュアル、飲用牛乳提供停止・再開に関する対応マニュアル及びその他関連要綱等

12 業務委託実施に関する事項

(1) 業務委託の継続が困難となった場合

- ア 業務委託の継続が困難となった場合
 - (ア) 業務受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は業務受託事業者に対して修復を勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。

業務受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつた時は、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。
 - (イ) 市は、業務受託事業者が本委託事業を完全に履行する見込みがないと認める時又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認める時は、履行保証人に対し、本委託事業の実施を求めることができる。

(ウ) 履行保証人は、前項の規定による本委託事業の実施の請求があった時は、業務受託事業者に代わって本委託事業を実施しなければならない。

イ 市の債務不履行の場合

市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった時は、業務受託事業者は契約を解除できる。この場合において、業務受託事業者は市に対して、これにより生じた損害賠償を請求できる。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は業務受託事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び業務受託事業者双方により業務継続の可否について協議する。この場合において、一定期間内に協議が整わない時は、相手方に対する事前の通知により、市又は業務受託事業者は、契約を解除する。

(2) 市による本委託事業の実施状況の評価

市は、業務受託事業者の実施する業務について、定期または随時に評価を行う。その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

13 留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募事業者は、参加表明書兼参加資格審査申請書の提出をもって、実施要領の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨の単位は円とする。

(4) 著作権

採用した企画提案書等の著作権は市に帰属する。但し不採用となった企画提案書等の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類については変更できないものとし、返却しないこととする。

(6) 資料の取り扱い

提出書類の作成に伴い、市より受領した資料は、市の了解なく公表又は第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(7) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

ア 参加表明書の提出時から優先交渉権者の決定までの期間に、応募事業者が不渡手

形又は不渡小切手を出したとき。

- イ 一つの応募事業者が複数の提案を行ったとき。
- ウ 同一事項に対し、2通以上の書類が提出されたとき。
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- オ 著しく信義に反する行為があったとき。

(8) その他

- ア 企画提案書に記載する内容は、履行可能な内容に限る。
- イ 選考結果等についての不服及び異議の申し立ては認めない。
- ウ 第一次審査で採用された応募事業者が、第二次審査に参加しない場合は失格とする。

(9) 第二次審査結果の通知

令和8年4月27日（月）

(10) 書類提出先、問い合わせ先

事務局

志布志市立学校給食センター

〒899-7402 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1565 番地

TEL 099-474-0366 FAX 099-474-0758

E-Mail : kyuushoku1@city.shibushi.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.shibushi.lg.jp/soshiki/21/>